

【資料3】

デジタル観光情報発信力強化事業業務委託に係る企画提案競技 審査基準

1 評価方法

- (1) 企画提案書の内容を基に評価する。
- (2) 各評価項目について5段階評価をし、全評価項目の合計を70点とし、下記4「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」と合わせて、評価点を78点満点とする。
- (3) 下記4「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関しては、該当項目に応じて加点する。なお、共同企業体（JV）については、JVを構成する企業ごとの配点を合計し、構成企業の総数で除した点数を加点する。

2 評価項目及び配点

分類	評価項目（審査の視点）	配点
1 事業の実施体制	① 50事業者以上に合計200回以上の支援を行うにあたり、人員配置や役割分担に無理がなく、確実に対応できる運営体制となっているか。 ② 伴走支援を担当するスタッフに、ITツールの知識だけでなく、事業者の課題を引き出すヒアリング能力や、モチベーションを維持させるコーチング能力が備わっているか。 ③ デジタルツールに不慣れな事業者に対しても、心理的ハードルを下げ、最も相談しやすい手段（電話、メール、オンライン画面共有など）を用いた柔軟なコミュニケーション体制が構築されているか。 ④ 市や観光協会等の関係団体と密に連携・情報共有を図る体制となっているか。また、対象エリア（秋田市・男鹿市）外から要望があった際の対応方針が現実的かつ柔軟か。	各5点 計20点
2 事業の有効性	⑤ 事業者が自発的に運用を継続できるよう、「小さな成功体験（スモールサクセス）」を実感させる仕掛けが具体的に提案されているか。また、作業が滞った事業者へのフォローアップ（離脱防止策）は適切か。 ⑥ 業種別（宿泊、飲食、小売等）の課題を踏まえたセミナー内容となっており、参加者が「自分たちもやってみよう」と思えるような具体的な成功事例やカリキュラムが組み込まれているか。 ⑦ 成果発表会において、収集したデータを基にGBPの好影響を定量的にわかりやすく可視化する手法が示されているか。 ⑧ 成果発表会において招聘する講師候補が、GBP活用に関する十分な専門知識と実績を有しており、参加者の事業活動に役立つ人選となっているか。	各5点 計20点
3 事業の実現性	⑨ 観光関連事業者に対するGoogleマップ・GBPの運用支援の確かな実績があり、そこから得られた知見が本事業の提案に活かされているか。 ⑩ 県や関係団体との連携に頼り切るのではなく、受託者自身が主体的に参加事業者を獲得していくための、具体的かつ実現性の高いアプローチ手法（架電、メールなど）が提案されているか。 ⑪ 事業期間終了後も、事業者が自発的にGoogleマップの活用を継続（自走化）できるような、受託者ならではの独自性のある有効な提案がなされているか。 ⑫ 契約締結から令和9年3月31日までの間、セミナーの開催時	各5点 計20点

	期や支援の進め方、成果発表会の準備（令和9年2月下旬～3月上旬開催）などのスケジュールに無理がなく、計画的に業務を遂行できるロードマップとなっているか。	
4 事業経費の妥当性	⑦見積金額は、予算の範囲内であり、かつ、経済的で妥当な金額となっているか。	10点
合 計		70点

3 評点基準

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

4 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

審査項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	1.6点	最大 4.0点	
		2.00%以上	2.4点		
		3.00%以上	4.0点		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表 (※2)	0.4点			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※3	0.2点	
			次世代法※3	0.2点	
	えるぼしチャレンジ企業認定※4		0.8点	最大 2.4点	
	法令に基づく認定	女活法※3	えるぼし		1.2点
			プラチナえるぼし		1.6点
		次世代法※3	くるみん		1.2点
			プラチナくるみん		1.6点
	若者雇用促進法※3	ユースエール	0.4点		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰	各 0.4点	最大 0.8点	
		女性の活躍推進企業表彰			
子ども・子育て支援知事表彰					
男女共同参画社会づくり表彰					

- ※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。
- ※2 内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストに掲載している「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出すること。
- ※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※4 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

5 選考方法

- (1) 審査委員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価点を付す。
- (2) 上記(1)により評価した評価点の合計点数が高い順に順位を付ける。
- (3) 評価点の合計点数が最も高い企画提案を選定する。ただし、全審査委員による合計点数の平均点が35点に満たない場合は選定しない。
なお、評価点の合計点数が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決める。